

平成 15 年度  
第 35 回社会保険労務士試験の講評と予想合格ライン

**選択式問題の講評**

選択式問題については、全体的には、学習した知識がストレートに出せない問題が多かったようである。時間をかけて問題文を読み、その内容を読みとって解答を類推してようやく正解を求められることができるという類(たぐい)の問題が半数以上であったように思われる。特に、一般常識関係ではかなり時間を費やさないと解答を導き出すことができず、ここで時間を使い果たしてしまい、他の科目の見直しが十分できないまま単純なミスをしてしまった受験生もいたようである。また、最初の科目である労働基準法・労働安全衛生法が、法律条文以外の内容からの出題であったためパニックに陥ってしまい、落ち着いて考えれば十分正答できる問題まで落としてしまった受験生もみられた。

法律改正の経緯や歴史的沿革を知っておくことも確かに必要ではあるが、過去を振り返るよりも、これだけ頻繁に法改正が行われている労働社会保険を担う社会保険労務士を選出する試験であるので、現に労働社会保険がおかれている現状、問題点をとらえた内容の問題の方が受験生にとっては取り組みやすかったのではないかと思われる。

合格予想ラインとしては、全体的に、昨年より難度の高い問題が多かったように思われるため、総得点では昨年の 28 点をやや下回るものと思われる。また、2 点救済に関しては、厚生年金保険法を含め複数の科目について認められる可能性がある。

**【問 1】労働基準法及び労働安全衛生法**

派遣労働者に対する労働基準法及び労働安全衛生法の適用に関する問題である。法律条文ではなく、通達からの出題であったため、とまどった受験生も多かったようであるが、内容的にはそれほど難度の高いものではなく、3 点は確保できる内容であった。ただし、A の解答を誤る( の「主従の」とした者がみられた)と、D、E が比較的難度の高い問題であっただけに最低得点(3 点)を確保できなくなってしまう。

D は、 の「労働災害防止」と混同しやすいが、2 つ目の D 欄をみると、「**D**」についての一般法である労働基準法とは」とあるので、 の「労働条件」が確定する。また、E は、 の「補完的な」を入れてしまう者が多いが、労働安全衛生法第 1 条において、「労働基準法と相まって」とあり、労働安全衛生法は、労働基準法と一体的に運用すべきものであることが明らかになっているため、 の「一体としての」が正解となる。

D、E の難度が高いが、3 点は確保したい問題である。

**【問 2】労働者災害補償保険法**

選択式となって第 1 回目の平成 12 年の試験と同じ条文からの出題である。B、C は通達からの出題であり、若干難度が高いが、A、D、E は再出題であることや条文ベースの問題であることから容易に解答することができる問題であった。

なお、B、C は、通達からの出題であるが、平成 13 年に択一式試験で出題されている内容であるため、過去問題に取り組んでいれば問題なく解答できたであろう。B については、 の「意図的な恣意」、C については、 の「不正」と誤答した者が多くみられた。

3 点以上は確実に確保できる内容であり、5 点満点も期待できる問題であった。

### 【問 3】雇用保険法

特定受給資格者及び国庫負担からの出題であった。特定受給資格者については、平成 13 年、平成 14 年と 2 年連続で、択一式試験で出題されており、今回出題された内容は択一式対策として取り組んでいた受験生が多かったため、特にとまどったという声は聞かれなかった。また、国庫負担も、負担割合についてはよく理解している受験生が多く、難なく解答していたようである。国庫負担の対象とならない給付等を出題対象としていたら大きな差が出たものと思われる。

比較的誤りやすいのは、A と C で、A については、 の「求人票に記載されていた労働条件」、C については、 の「2 か月」とする誤答が多かった。

3 点以上は確実に確保できる内容であり、5 点満点も期待できる問題であった。

### 【問 4】労務管理その他の労働に関する一般常識

いわゆる男女雇用機会均等法の制定の背景と改正の動向についての問題であった。

A、B は難度が高く、A については、 の「婦人労働法」や の「婦人少年法」とする誤答が多くみられた。B については、 の「世界人権宣言」とする誤答が多かった。なお、B は、落ち着いて考えれば、「人権」そのものではなく、「女性」に限った内容であることから、 の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(正解肢)を解答することはできたものと思われる。

C、D、E は確実に得点したいところであるが、意外に D を の「離職理由」や の「解雇理由」と誤答している者が多かった。この D を落とすと 3 点確保が困難となる。なお、E を の「異動」としている者もみられたが、単純なミスだと思われる。

冷静になれば 3 点もしくは 4 点の確保はできる問題であるが、本試験会場の独特の雰囲気の中で圧倒れてしまい、A、B、D を落として 2 点となってしまった者も多数みられた。

3 点を確保したい問題ではあるが、わずかに 2 点救済の可能性が残る。

### 【問 5】社会保険に関する一般常識

平成 11 年版の厚生白書からの出題であった。平成 12 年の選択式試験においても、この平成 11 年版の厚生白書から社会保障制度の沿革に関する問題が出題されている。内容も 1950 年の社会保障制度審議会勧告についてのものであった。

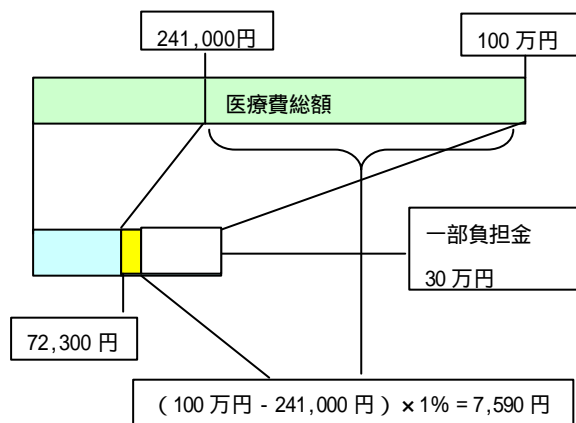
各空欄とも自信をもって解答できた者は少なかったのではないと思われる。文章全体を何度も読み、各選択肢を文章に当てはめて解答を類推してようやく解答欄を埋めたというような状況であったようである。比較的解答しやすいのが D で、「国民 D の成立」とあるので、 の「皆保険・皆年金」(正解肢)と解答した者は多かった。ただし、これを の「健康保険法」とした者も少なからずみられた。これは、「医療や福祉サービスに対する・・・」と文章が続いたため、医療の分野に限定した文章だと勘違いしたことによるものと思われるが、「国民健康保険法」は一つの単語であり、これを「国民」と「健康保険法」に分けることはあり得ないので、冷静に考えれば判断できたものと思われる。なお、福祉六法とは、児童福祉法(1947(昭和 22)年)、身体障害者福祉法(1949(昭和 24)年)、生活保護法(1950(昭和 25)年)、精神薄弱者福祉法(編注:現在は「知的障害者福祉法」)(1960(昭和 35)年)、老人福祉法(1963(昭和 38)年)、母子福祉法(編注:現在は「母子及び寡婦福祉法」)(1964(昭和 39)年)の 6 法であり、当初の社会保障制度は、このうちの 1950 年に制定された生活保護法が大きな柱となっていた。

難問と思われたが、必死に問題文から正解肢を導き出し 5 点満点を確保した者も多くみられた。3 点以上を確保している者が比較的多いように思われるが、一方で 2 点しかとれなかったという声も多かった。2 点が救済されるか否かは微妙である。

### 【問 6】健康保険法

一部負担金と高額療養費関係のいずれも法改正項目からの出題であった。施行令を根拠とする細かい内容であるが、よく得点できているようであり、3 点以上を確保できた者が多かったようである。解答の中で比較的誤答が多かったのが、B で、問題文中に「70 歳以上の被保険者及びその  歳以上の被扶養者の・・・」とあり、「70 歳」が 2 つ続くことに違和感を覚えた者が解答を変えてしまい、の「65」歳もしくはの「75」歳としてしまったようである。

なお、C については、600 万円台であることは分かっていたが正確に覚えていなかったため の「655」万円としてしまった者がみられた。法改正規定ではあるが、少し厳しい問題であった。D、E は、難問と思われたが正解している者が多かった。



<例> 医療費総額が 100 万円、一部負担金が 30 万円であった場合、一般の者についての高額療養費に係る自己負担限度額 = 高額療養費算定基準額は、次のように計算する。

一般の者の高額療養費算定基準額は、72,300 円を基準とする。この 72,300 円に対応する医療費は、「241,000 円」となる。つまり、医療費が 241,000 円である場合、一部負担金はその 3 割に相当する額であるため、 $241,000 \text{ 円} \times 30\% = 72,300 \text{ 円}$ となる。逆に言えば、72,300 円を 30%で割り戻せば、元の医療費額の 241,000 円  $(= 72,300 \text{ 円} \div 30\%)$  が算出されることになる。医療費総額が 241,000 円を超える場合は、その超える額の 1%に相当する額は自己負担限度額に算入されることになるため、この場合、72,300 円に 241,000 円を超える医療費額の 1%に相当する額  $\{(1,000,000 - 241,000) \times 1\% = 7,590 \text{ 円}\}$  を加えた額  $(72,300 \text{ 円} + 7,590 \text{ 円} = 79,890 \text{ 円})$  が自己負担限度額 = 高額療養費算定基準額となる。なお、この場合に支給される高額療養費は、 $30 \text{ 万円} - 79,890 \text{ 円} = 220,110 \text{ 円}$ となる。

相対的に出来がよく、3 点以上の得点は確保できるものと思われる。

### 【問 7】厚生年金保険法

法改正部分を含めた厚生年金基金関係からの出題である。今回の選択式問題の中では最も難度の高い問題で、3 点を確保できなかった者も多数みられる。

比較的解答しやすいのが B と C で、選択肢から消去法により正解を求めることもできる。次いで A であるが、の「責任準備金」を入れてしまった者がみられる。責任準備金は、「年

金給付を今後安定して行っていくために今現在必要な金額」のことであり、厚生年金基金が解散した場合には、厚生年金基金連合会に交付しなければならないものであるため、企業型年金の資産管理機関に移換することはできない。移換することができるのは、の「年金給付等積立金」の一部である。D、Eは、総報酬制の実施に伴い改正された用語からの出題であるが、選択肢に類似の用語がたくさんあるため、正確に解答できなかった者が多かったようである。老齢年金給付の額の算定の基礎となる「標準給与の額」を「基準標準給与額」という。厚生年金基金の場合、必ずしも加入員であった全期間における平均標準給与の額を計算の基礎とするものではないため、「平均」という語句は用いず、「基準」という語句を用いている。また、厚生年金保険の場合は「標準報酬」という用語を用いるが、厚生年金基金の場合は「標準給与」という用語を用いる。このため、厚生年金保険では「標準報酬月額、標準賞与額」と用いるのに対して厚生年金基金では「報酬標準給与、賞与標準給与」と用いる。

3点を確保できない者が多く、2点で救済される可能性がある。

#### 【問8】国民年金法

歴史的な沿革からの出題であった。意外に苦戦した者が多い。Aは、国民年金法が施行された昭和「36」年を入れようとして選択肢をみたところ昭和「36」年がないため、一般的に施行される前年に制定されることが多いことから、その前年の昭和「35」年を選択した者が多かった。国民年金法においては、拠出制の年金をスタートさせる前に無拠出制の年金をスタートさせており、昭和34年11月からその給付を開始している。当然に、法律の制定はその前の「昭和34年」4月である。国民年金や厚生年金保険の年金たる給付に物価スライドが適用されたのは、「昭和48年」である。この年には、老人保健制度の前身である老人医療費支給制度等も開始され「福祉元年」ともいわれている。なお、完全自動物価スライドが適用されたのは、平成元年の法改正においてであり、実施は平成2年4月からである。

D、Eに関しては、旧法の年金の支給対象者が新法の年金の支給対象者かの区分についての問題であるが、老齢基礎年金については、「大正15年4月1日以前生まれ」か「大正15年4月2日以後生まれ」かによって区分するのが原則であり、障害基礎年金については、「障害認定日」が昭和61年4月1日前にあるか昭和61年4月1日以後にあるかによって区分するのが原則である。

3点以上は確保したい問題である。

## 択一式問題の講評

択一式問題については、例年のような「超難問」はみられなかった。したがって、55 頁（昨年は 53 頁）もある長文の多い問題にしては、時間的にゆとりをもって取り組むことができたようである。ただし、正誤の判断に迷う問題が多く、実際に解答と照合してみるまでは自分が何点ぐらい得点できたか見当がつかなかったという声が多く聞かれた。条文に忠実に作問されている設問肢と、難解な内容を盛り込んだ設問肢とが混在するような問題が多く、正解を絞り込むことが困難であったものと思われる。したがって、絞り込んだ解答が当たっていれば高得点、運悪くはずれてしまうと大きく得点が下がり 6 割を割り込んでしまったという者も多数みられた。実際に、午前中の選択式問題に気をとられて、いざ択一式試験の採点を試みたら自分が予想していた得点を 10 点近く下回ってしまったという相談が多数寄せられている。

なお、午前中の選択式試験で思わぬ問題に遭遇し、そのショックから立ち直れないまま午後の択一式試験に突入したため、十分実力を発揮できなかったという受験生も多かったようである。

合格ラインは、総得点については昨年の 44 点を下回ることが予想される。なお、科目別最低得点は、基本的には 4 点であるものと思われるが、労働基準法・労働安全衛生法などについて 3 点救済が行われる可能性がある。

### 【1】労働基準法及び労働安全衛生法

正答率の高いのは、問 2、問 4、問 5 で、この 3 問は確実に得点したい問題である。次いで問 1 と問 3 であるが、問 1 は、難解な通達からの出題である C と長文の E に惑わされてしまい、基本的な理解で解答できる A（派遣労働者に係る労使協定はすべて派遣元で適用する）を落としてしまっている者が多かった。問 3 は、正解肢の D は基本教材で確認できる問題であるが、うる覚えであるため、長文で意味がよく読みとれなかった C に惑わされた者が多かった。問 6 の正解肢の C は、基本的な問題（管理監督者といえども女性であれば母体保護が優先されるべきである）であるため、得点したい問題である。労働安全衛生法では、問 8 と問 9 は得点し難い問題であったが、問 10 は確実に得点したい問題であった。正解肢の B は基本的な知識で確実に得点できる問題であったが、A の設問肢を読み違えた者が多く、混乱したようである。

4 点以上を確保したい問題であるが、3 点救済の可能性はある。

### 【2】労働者災害補償保険法

基本的な問題と、難解な解釈を要する通達関係の問題、難解な条文を意識した問題とが混在しているため、思ったより得点が伸びなかったようである。正答率が高いのは、問 2、問 4、問 6、問 8、問 10 であるが、正答率があまり高くないもののうち、問 1 は平成 12 年にも出題されている問題であり、確実に得点したいところである。また、問 7 は、大半の受験生が正解を A としている。問 7 の 5 肢の中で、最も正解の可能性が高いのは A である。ただし、A は、遺族補償給付・遺族給付の額のうち、遺族補償年金・遺族年金は法別表第 1、遺族補償一時金・遺族一時金は法別表第 2 でその額を規定しているため、「遺族補償給付・遺族給付の額は、労災保険法別表第 1 に規定する」と言い切っていることから誤りと考える。ただ、この設問肢の本来の論点は、「受給権者が 2 人以上あるときは、その額をその人

数で除して得た額が遺族補償給付・遺族給付の額となる」という部分であるため、その点では正しい設問肢となる。「正解なし」となれば、全員に不公平にならないように配慮されることになる。また、問題の論点を主に判断された場合は「A」が正解となるであろう。

5点以上は確実に得点できる問題であり、問7を全員得点とした場合、7点は確保したい問題であった。

### 【3】雇用保険法

雇用保険法は、取り組みやすい問題が多かった。比較的難度が高いのは、問3、問4であり、非常に難度が高い問題は問9であった。問3は被保険者証に関する問題で、離職した経験のある者であれば解答できるが、そうでない場合は実務的な扱いを知らないため解答し難い問題であった。問4の所定給付日数に関する問題は、5月1日からの法改正の影響を受けるため出題しにくい部分であったが、巧みに5月1日からの法改正の影響を受けない部分を選びすぐって作問した問題であり、結果的に難度の高い問題となった。問9の労働保険事務組合に関する問題は超難問で、行政解釈に精通している者であってもこれを正確に理解して解答することは困難ではないかと思われる。問5は、すべてが誤りであり、正解がない。したがって、全員に不公平にならないように配慮されることになる。問5を全員正解とした場合、7点は確保したい問題であった。

### 【4】労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

今回の一般常識は、例年に比べると比較的取り組みやすい問題であったと思われる。正答率が高いのは、問2、問6、問8、問9であるが、前半部分の問3、問4も法改正部分が正解肢であったため、法改正内容等を的確に把握していれば十分に得点できる問題であった。特に前半部分の労働に関する一般常識関係の問題は、労務管理用語、白書、労働統計、関係法規が入り乱れての問題であったため、1肢1肢を細かくみていくと正誤の判断を誤ってしまうが、5肢を均等に眺めた場合、正解肢である法改正内容等からの設問肢に反応することは容易にできたのではないかと思われる。難問は、問1、問5、問10であった。問7は、正答率はそれほど高くないが、正解肢のDで「すべて」としているため、比較的正確を見つけやすい問題であったと思われる。

少なくとも5点は確保したい問題であった。

### 【5】健康保険法

全面改正後の初めての試験であったが、直接的に改正された条文からの出題は、問1のD、問2のA、問4のA、B、E、問7のA、Dと意外に少なかった。健康保険法で最も出題確率が高い標準報酬関係の出題がみられず、特定承認保険医療機関等、高額療養費、特定療養費、訪問看護療養費などの医療関係の内容からの出題が多かったため解答し難かったようである。

特に難度が高いのは、問4の高額療養費関係の問題と、問9の保険給付に関する包括問題であった。問9は、Dの設問肢も疑義が残るがBは完全に誤りと判断することができるため、Bを正解肢とする。その他は落ち着いて考えれば基本的な知識で対応することができる問題であったと考えられる。したがって、6~7点は確保したい問題であった。

#### 【6】厚生年金保険法

それほど難度の高い問題ではなかったが、例年の厚生年金保険法の問題とは異なる表現を用いている問題がみられ、正誤の判断に迷った受験生が多かったようである。比較的正答率の高いのは、問4、問6、問8、問9であり、難度が高いのは、問1と問10であった。問5や問7については正解肢のほかに疑義の残る設問肢（問7のC）やまったくみたことがないような設問肢（問5のB）があるため、正誤の判断に迷い、はずれの方を選択してしまった者が多かったようである。なお、難問であった問1については、正解肢のDは過去に出題されたことがある設問肢と同じ内容のものであるため、過去問を十分に理解していれば解答できた問題であった。

難問ではあるが少なくとも4点は確保したい問題であった。

#### 【7】国民年金法

例年と同じく、全科目の中で、最も取組みやすい問題であった。特に難解な問題は少なく、若干とまどった問題は、問2、問6、問10であった。その中で、問10は正解肢のEが疑義の残る設問肢であったため、とまどったようである。ただし、他の設問肢に正解肢がないため、Eを正解と考える。

8点以上は確保したい問題であった。